

令和6年度第4回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会

化学物質審議会第239回審査部会

第246回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第三部】

1. 日 時：令和6年7月19日（金）14時35分～14時56分

2. 開催方法：Web会議

3. 出 席：（五十音順、敬称略）

薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会委員

稲見 圭子	小野 敦	北嶋 聡
齋藤 文代	正田 卓司	杉山 圭一
豊田 武士	平林 容子（座長）	広瀬 明彦
北條 仁	増村 健一	三澤 隆史

化学物質審議会審査部会委員

宇野 誠一	大浦 健	木村 信忠
金原 和秀	栗栖 太	河野 久美子
高橋 かより	東海 明宏（部会長）	

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会委員

石塚 真由美	梶原 夏子	川嶋 貴治
菅野 純	小池 英子	小山 次朗
白石 寛明（委員長）	鈴木 規之	山本 裕史
吉岡 義正		

事務局

厚生労働省 田中化学物質安全対策室長

経済産業省 内野化学物質安全室長

環 境 省 清丸化学物質審査室長 他

#### 4. 議題

1. 第一種特定化学物質であるペルフルオロオクタン酸関連物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において規定する化学物質について
2. その他

○環境省事務局 それでは、環境省事務局でございます。それでは定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第4回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会化学物質審議会第239回審査部会第246回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の【第三部】を開催いたします。

なお、会議の様子については、YouTubeにてオンライン配信しておりますので、御了承願います。

続きまして、新委員の御紹介がございます。経済産業省事務局、お願いいたします。

○経産省事務局 続きまして、経済産業省事務局より、化学物質審議会審査部会の新任の委員を御紹介いたします。東京大学の栗栖太委員です。

栗栖委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○栗栖委員 東京大学の栗栖と申します。このたび、この審査部会に加わらせていただくことになりました。基本的には、生物分解の分解性の部分を担当させていただくことになるかと思っておりますけれども、これまで、生物分解、化学物質や生物分解と、それから最近では環境省のスクリーニング分析等にも少し関わらせていただいております。どうぞよろしく願います。

○経産省事務局 栗栖委員、ありがとうございました。

○環境省事務局 それでは、【第三部】を始めるに当たり、配付資料について確認を行いたいと思います。

資料名の読み上げは割愛させていただきますが、議事次第に沿って、資料を確認いたします。

資料は、議題順に議題1関連として、資料1、資料2、参考資料1-1から1-2。最後に委員名簿となっております。過不足等ございましたら事務局までお申しつけください。

よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。白石委員長、どうぞよろしく願います。

白石先生、お願いいたします。

○白石委員長 それでは、これより、議事に移らせていただきます。

初めに、本日の会議の【第三部】の公開の是非について、お諮りいたします。各審議会の公開につきましては、それぞれ規定のあるところがございますけれども、「公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な益、若しくは不利益等をもたらすおそれがある場合」等、非公開とすべき場合には該当しないと考えますの

で、原則、公開としたいと思います。ただし、営業秘密等に該当する場合は秘匿することを認めることといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○白石委員長 それでは、本日の会議の【第三部】は公開といたします。議事録につきましては、ホームページ等で公開されますので、あらかじめ、御承知おきください。

それでは、議題1「第一種特定化学物質であるペルフルオロオクタン酸関連物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において規定する化学物質について」に関する審議を行います。

資料について、事務局より説明をお願いします。

○環境省事務局 事務局でございます。

それでは、資料1につきまして、御説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。

まず、1「これまでの経緯」について、御説明させていただきます。

(1) ペルフルオロオクタン酸関連物質については、POPs条約第9回締約国会合において、同条約の附属書Aに追加することが決定されております。

(2) この決定を踏まえてPOPRCで作成された各国の理解を深めるための例示的リストを参照し、化審法において、令和元年7月24日、令和3年7月16日及び令和5年12月15日の3省合同会合で御審議いただき、第一種特定化学物質に指定することが妥当であるとの結論が得られております。

(3) この結論を受けて、令和6年7月10日、「ペルフルオロオクタン酸関連物質」を第一種特定化学物質に指定するとともに、特定用途においてのみ使用が認められる2物質以外の個別具体的な物質については、三省省令で定めるとする政令が公布されております。

続きまして2「三省省令において規定する個別具体的な物質について」でございます。

(1) のとおり、例示的リストにつきましては、POPRCの第13回会合、平成29年10月に開催されておりますが、その後、当該リストは、令和4年1月の第17回会合、令和5年10月の第19回会合において改定がなされているところでございます。

このため、(2) のとおり、三省省令において規定する具体的な物質については、令和5年12月15日に開催された3省合同会合において、POPRC第19回会合で示された「例示的リスト」に記載されている物質のうち、2ページ目でございます①から④にお示しした、いずれかの要件を満たす物質を指定することとされております。個別の要件の読み上げについては割愛させていただきます。

(3) POPRC第19回会合で示された「例示的リスト」に記載されている物質のうち、上記のいずれかの要件を満たす物質は別表のとおりでございます。これらの物質を三省省令において規定することとしたいと考えております。こちらの一覧につきましては、説明を割愛させていただきます。

続きまして、資料3を御覧ください。

こちらで、三省省令に係る今後のスケジュールについて説明させていただきます。本日の審議等を踏まえまして、本件につきましては本日の審議等を踏まえ、パブリックコメントを経て、令和7年1月10日に施行という見込みとしております。

事務局からの説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○白石委員長 はい、ありがとうございました。それでは、今の事務局の説明について、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

○北嶋委員 厚労委員の北嶋ですけれども、よろしいでしょうか。

○白石委員長 北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員 ありがとうございます。今回、各省令において、このPOPRCの例示的リストに記載される物質からこういった物質を指定するということ自体は、よろしいかと考えますけれども、単純にこのリストの中にないもので、自然的作用とか化学的变化で、このPFOAとか、その塩になるような物質が現れた場合、こういった物質の取扱いというのは、法的に、あるいは今後、どのような扱いになるのでしょうか。

本件とかは関係ないかもしれませんが、念のために、ご質問させていただきました。

○白石委員長 いえ。はい、ありがとうございます。新たな物質が出た場合ですね。事務局から御回答をお願いします。

○経産省事務局 経産省の事務局から回答いたします。

御指摘のとおり、例示的リストに載っていないもので、PFOAを生成するとして新たな物質が確認されれば、そちらについては第一種特定化学物質として指定するべく速やかに3省合同審議会、こちらのほうで御審議いただきたいというふうに考えてございます。

○白石委員長 よろしいでしょうか、北嶋委員。

○北嶋委員 ありがとうございます。その都度、審議されるということ、理解いたしました。ありがとうございます。

○白石委員長 ありがとうございます。POPRCとの関係はどうなるのですか。

○経産省事務局 経済産業省事務局からお答えいたします。

POPRCのほうでも新たに例示的リストに追加されれば、速やかにこちらの審議会で御審議いただきたいというふうに考えています。

○白石委員長 はい。一特になる可能性もあれば、逆に一特にならない可能性もあるということですね。

はい。ほかに御質問等ございますでしょうか。

環境の吉岡委員、お願いします。

○吉岡委員 すみません。忘れていたのでちょっとお伺いしたいんですけれども、条件の中で、ごめんなさい、これは資料の1ですね、資料の1の最初のページの一番下の(2)のところで、「例示的リスト」に収蔵されている物質の中から、以下のいずれかの要件を満たす」というふうに書いてございますが、この満たさなかった化合物はございますか。

○白石委員長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

○経産省事務局 経済産業省事務局です。今回、指定するべくリストに挙げたものについては、この四つの要件を満たすものということで挙げております。

○吉岡委員 ということは、全部一応リストは入っているわけですね。

○経産省事務局 失礼いたしました。例示的リストからということでございますか。

○吉岡委員 例示リストに収蔵された中からこの条件のものを選んだというふうに読めるんですよ。

この条件に合わないものがあつたのかなというのがちょっと疑問になりまして質問させていただきました。

○経産省事務局 失礼いたしました。経済産業省事務局から改めてお答えいたします。

御質問の点につきましては、改めまして申し上げますと、例示リストからこの要件に合致するものを取り上げました。一方で、その例示的リストの中にある物質でも、既にPFOAあるいはその塩として、第一種特定化学物質に、2021年に指定済みのものもありますし、あとは、PFOA関連物質の定義として該当しない物質もございまして、そういったものを除きまして、今回要件に合致するものを指定するというふうに挙げさせていただいているものになります。

○吉岡委員 はい、分かりました。

○白石委員長 ありがとうございます。

はい。ほかに御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、追加の御質問ないようですので、以上で本件についての質疑を終わりたいと思います。事務局より本件の取扱いについて説明をお願いします。

○環境省事務局 はい、事務局でございます。

本議題につきましては、3省の関係審議会での合同の開催、審議とさせていただきましたが、審議結果を踏まえた今後の手続・対応は審議会により異なります。各省の事務局から順次、御説明いたします。

○厚労省事務局 はい。まず厚生労働省より薬事審議会の手続について、御説明させていただきます。

本日の調査会で御審議いただきました内容につきましては、化学物質安全対策部会において御審議いただく予定にしております。

○平林座長 ただいま御説明のあった内容で、化学物質安全対策部会へ調査会から報告してよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○平林座長 はい。御異論がないようですので、承認されたということで。ありがとうございます。

○環境省事務局 続きまして、経済産業省事務局、お願いいたします。

○経産省事務局 続きまして、経済産業省より化学物質審議会の手続等について、御説明いたします。

今般御審議いただきました化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハに規定する化学物質に関しては、経済産業大臣から化学物質審議会へ諮問されており、化学物質審議会の運営規程において、諮問に係る事案を本審査部会に付託することができることになっております。

また、その内容が技術的専門事項であると認められるとき、本審査部会の決議は、化学物質審議会長の同意を得て化学物質審議会の議決、すなわち答申とすることができるものと定められております。今回はこの技術的専門事項に該当することから、本審査部会の決議案を御相談させていただきます。

化学審議会審査部会の委員の方は、資料2、2ページを御覧ください。

1ポツに先ほどの資料1で御説明させていただいたことが経緯としてまとめております。また、2.法に基づく措置については、こちらも資料1で御審議いただきましたとおり、要件を満たしている物質について、ペルフルオロオクタン酸関連物質として、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において規定することが適当ということに記載しております。

決議案については、4ページを御覧ください。

こちらについては、別添に掲げる化学物質について、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」第1条第1項第35号ハに規定するペルフルオロオクタン酸関連物質として、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令として規定すべきものとするものの決議案を記載しています。

この決議案について、東海部会長から審査部会に諮っていただきたくお願いいたします。

○東海部会長 はい。ただいま説明のあった決議案をもって、化学物質審議会審査部会の決議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○東海部会長 はい、ありがとうございました。

○環境省事務局 続きまして、中央環境審議会の手続等について御説明いたします。

中央環境審議会では、化学物質審査小委員会での議決は環境保健部会長の同意を得て部会の議決となり、さらに会長の同意を得て審議会の議決となるよう定められております。

資料2の報告案を基に、所定の手続を経た後、審議会の第一次報告案としたいと考えております。

中央環境審議会の委員の方は、資料2の報告案を御覧ください。

こちら、1ポツについては経緯の御説明となっております。本件は、第三次答申において化審法第2条第2項の第一種特定化学物質に指定することが適当であるとされた化学物質であるPFOA関連物質につきまして、第五次答申等を踏まえて、再度審議を行い、結果を取りまとめたものとしております。

2ポツは、法に基づく措置について記載しております。次のページ以降に掲載されております、化学物質につきまして、化審法第1条第1項第35号ハに規定するPFOA関連物質として、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において規定することが適当であるとしており、その理由として、15ページのところに記載ございますけれども、別添に掲げる化学物質は、POPRCの第19回会合で示された例示的リストに収載されている物質であって、以下のいずれかの要件を満たしているものであるとしております。

このような報告案を準備させていただいておまして、この報告案について、白石委員長から化学物質審査小委員会にお諮りいただきたくお願いいたします。

○白石委員長 はい。では、ただいま説明のあった案について、本委員会の議決として了承してよろしいでしょうか。

(異議なし)



○白石委員長 はい。御異論ないようですので了承させていただきます。ありがとうございました。

それでは、本件の今後の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○環境省事務局 はい。事務局でございます。

今後の予定を御説明させていただきます。先ほどの決議、報告等につきましては、各審議会で定められた手続を経て、答申となり公表されます。

○白石委員長 はい。今後の取扱いについてよろしいでしょうか。

以上で議題1に係る審議事項は終了といたします。

次に、議題2のその他として、事務局から何かありましたらをお願いします。

○環境省事務局 事務局でございます。

議題2のその他としては特段ございません。

なお、合同審議会【第四部】の審議の開始時間についてですが、15時30分を予定しておりましたが、ここまでの議事がスムーズに進行しておりますので、15時10分開始でも問題ないでしょうか。

それでは、15時10分の再開とさせていただきますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

なお、【第四部】につきましては非公開とさせていただきます、YouTubeによる配信につきましても以上となります。

【第四部】の委員の皆様におかれましては、開始時間の15時10分までにお席にお戻りいただけますようお願いいたします。

それでは、休憩とさせていただきます。

(了)